○文部科学省告示第百五十一号

おり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。 一項の規定に基づき、 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律(平成二十三年法律第十五号)第三条第 強制執行、 仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のと

令和五年十二月二十七日

文部科学大臣 盛山 正仁

定美術品等」という。)の名称指定をした海外の美術品等(以下「指	指定をした日	指定の有効期間	住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び:	並びに指定美術品等を公開する予定の期間指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地
風流略六芸 画	十令 二和 日 年 十二 月	日 ま 年 三 日 か ら つ 二 十 八 八 和 五 年 1 二 十 八 月 二 月 月 二 十 月 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1 月 1	東京都千代田区内幸町二———四事業局長 清水 孝幸	令和六年一月六日から令和六年三月三日千葉県千葉市中央区中央三―十―八
たきじ お子屋 いそ山 きちじ	同 右	同右	同右	同右
川一丸船遊び	同 右	同 右	同右	同右
松竹梅三美人	同 右	同右	同右	同右
くら お別衣装 扇屋 花人 もみち さ	同 右	同右	同右	同右
わかば 松葉屋 染之助 わかき	同 右	同右	同右	同右
新大橋橋下の涼み船	同 右	同 右	同右	同右
貴婦人の舟遊び	同 右	同右	同右	同右

٠ ١	指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	に備え置いて縦覧	化庁企画調整課	備考 指定美術品等の関係書類を文
同右	同右	同 右	同 右	茶屋娘見立雁金五人男
同右	同右	同 右	右	浮世源氏八景 須磨帰帆 松風夜雨
同右	同右	同 右	同 右	なにわや
同右	同右	同 右	同 右	郭中美人競 大文字屋内本津枝
同右	同右	同 右	石	つるし つるの 近江八景 石山秋月 丁子屋内 雛鶴
同右	同右	同 右	同 右	品川の酒宴
同右	同右	同 右	石	隅田川の舟遊び